

# 登記事務の停止について

当局管内法務局において、下記区域に係る土地改良事業について、土地改良法第54条第4項の公告がされたので、同法第116条の規定により、下記区域内の不動産の登記については、換地処分の登記が完了するまで登記事務を停止します。

なお、詳細につきましては、該当庁にお問合せください。

## 【土地改良事業による換地処分】

庁名	地番区域	地番	提出日
高崎支局	藤岡市牛田	1番1 ~ 544番2 の一部	令和6年11月20日
高崎支局	藤岡市川除	1番1 ~ 593番 の一部	
高崎支局	藤岡市本郷	2279番2 ~ 2512番 の一部	